平成11年7月27日 議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は、会議の都度、別に定める。

(傍聴券の交付)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。ただし、 あらかじめ議長の承認を受けた者は、この限りではない。

(傍聴券)

- 第5条 傍聴券は、会議の当日に受付で先着順に交付する。
- 2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。 (傍聴券への記入)
- 第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。 (傍聴席への入場)
- 第7条 傍聴券の交付を受けた者が傍聴席に入ろうとするときは、指定の入口で傍聴券 を係員に提示しなければならない。

(傍聴券の提示)

第8条 傍聴券の交付を受けた者は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(議場への入場禁止)

第9条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第10条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
  - (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼずおそれのある物を携帯している者
  - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯して いる者
  - (3) はち巻、腕章 (議長が交付したものを除く。第11条第3号において同じ。)、た

すき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

- (4) ラジオ、拡声器、無線機の類を携帯している者。
- (5)撮影し、又は録音するための機器を携帯している者。ただし、第12条第1項の 規定により、議長の許可を得た者を除く。
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (7) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (8) 酒気を帯びていると認められる者
- (9) 異様な服装をしている者
- (10) 次条各号又は第12条の規程に違反したことがある者で議場の秩序を乱し、又は 議事を妨害するおそれがあると認められるものその他議長が当該行為をするおそれ があると認める者
- 2 議長は、必要と認めるときは、係員に、傍聴人が前項第1号から第6号までに規定 する物品を携帯しているか否かを質問させ、又は確認させることができる。
- 3 議長は、前項の質問等を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

- 第11条 傍聴人は、傍聴席では、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 大声で話をするなど、騒ぎ立てないこと。
  - (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメツトの類を着用し、又は張り 紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなど示威的行為をしないこと。
  - (4)帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により 議長の許可を得た場合は、この限りでない。
  - (5)飲食又は喫煙をしないこと。
  - (6) みだりに席を離れないこと。
  - (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
  - (8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。 (写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)
- 第12条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により許可を受けた傍聴人は、議長から交付された許可証を着用しなければならない。ただし、あらかじめ議長の承認を受けた者は、この限りでない。

(係員の指示)

第13条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従

わないときは、これを退場させることができる。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。

## 傍聴人受付簿

氏	名	年 齢	住	所
********	·····	******	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	······
~~~~~	·····	<b>~~~~</b>	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	······

## 傍聴券

表



## 裏

傍聴人心得

- 1 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 2 大声で話をしるなど、騒ぎたてないこと。
- 3 はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメツトの類を着用し、又 り は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- 4 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由 りにより議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 5 飲食又は喫煙をしないこと。
- 6 みだりに席を離れないこと。
- 7 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- 8 その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

## 傍聴人受付簿

大文刊 海 氏	名	年 齢		所
. ,		, 141:	1	721
		l .		